

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和 2年 4月 1日
発信課	建築部建築総務課住宅政策係
担当者	富田
連絡先	電話 (内)5742 (直)25-9708
	F A X 25-9788
	E-mail kenchikusomu@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 <b>募集</b> 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	一般住宅専有部 : 7月 1日(水) ~ 7月 14日(火) 分譲マンション共用部 : 7月 1日(水) ~ 7月 14日(火)
発表項目	令和2年度 旭川市やさしさ住宅補助金の募集について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>旭川市では、高齢者が自宅で安全に安心して暮らすことができる住まいづくりを考えて住宅の専有部及び分譲マンション共用部分のバリアフリー化工事を行う場合にその費用の一部を補助しています。</p> <p>高齢化社会を迎え、高齢者が安全に暮らすためのリフォームに対する補助金は、市民や建築関連事業者からの反響が大きい制度となっております。</p> <p>つきましては、より多くの市民の皆様の本制度を知っていただきたいため、広く報道して下さるようお願い申し上げます。</p> <p>なお、補助金の申請には、工事見積書等の申請書類を御用意いただくために時間を要します。このため申請の受付までの広報が重要と考えておりますので、4月1日から6月30日までの期間での報道について重ねての御配慮をお願いいたします。</p> <p>1 対象 旭川市内にある60歳以上の方が住んでいる住宅 申請される方が旭川市税を完納されている方 ※分譲マンション共用部分についてはパンフレットを御覧ください。</p> <p>2 対象工事 バリアフリー化工事 ※要介護(要支援)認定者や、障害者等が住む住宅でバリアフリー化工事を行う場合は、対象外になることがあります。 ※既に契約や着工している工事は対象になりません</p> <p>3 補助額 一般住宅 : 一律10万円(対象工事費30万円以上で申請可能) 分譲マンション : 対象工事費の1/3で上限50万円 (対象工事費30万円以上で申請可能)</p> <p>4 募集予算枠 一般住宅 : 500万円 分譲マンション : 100万円 ※詳細については、別添のパンフレットを御覧ください。</p> <p>5 申請受付期間 上記参照</p> <p>6 申請書配布・受付・問い合わせ 旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎4階 建築部建築総務課 TEL 25-9708</p>
添付資料	<b>有</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和2年度 旭川市やさしさ住宅補助制度の御案内(パンフレット)</li> <li>●令和2年度 旭川市やさしさ住宅補助制度の御案内(マンション共用部分バリアフリー化) (パンフレット)</li> </ul>
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

# 令和2年度

## 旭川市やさしさ住宅補助制度の御案内

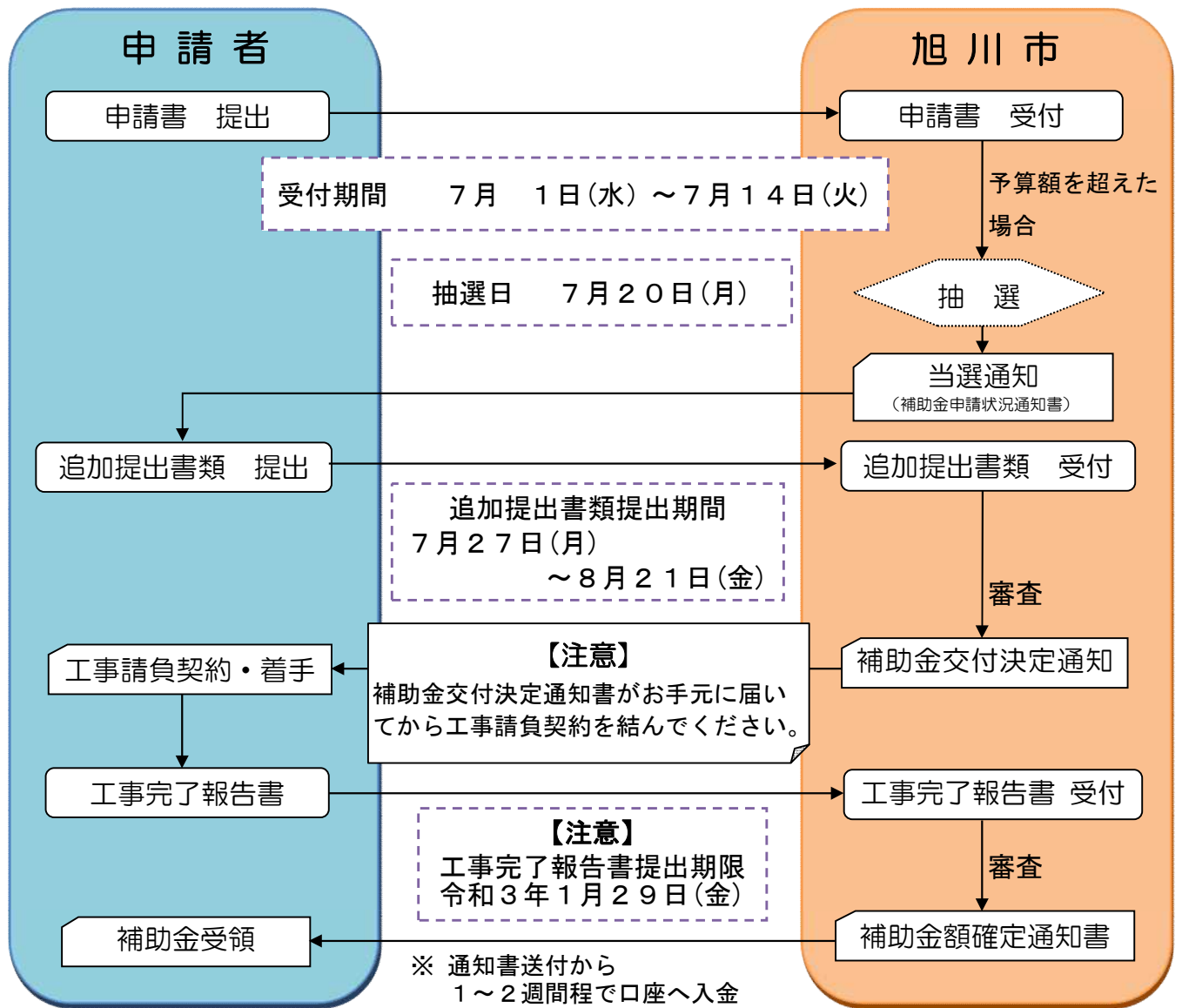
高齢者が自宅で安全に安心して暮らすことができる  
住まいづくりを考えて住宅のバリアフリー化工事を行う  
場合に、その費用の一部を補助します。



対象住宅 対象者	◆ 旭川市内にある住宅であること ◆ 工事を行う住宅に60歳以上の申請者（工事の契約者）の住民登録があること ◆ 申請者が旭川市税を完納していること
※ 平成22年度以降に本市のやさしさ住宅補助制度を利用した場合や、今年度に本市の「住宅改修補助制度」や「住宅雪対策補助制度」を利用する場合は利用できません。 ※ 新築・空き家・別荘・公営住宅・高齢者等施設は対象外です。 その他詳細はQ&Aを御確認ください。	
対象工事	<u>詳細については別紙「対象工事基準」を御覧ください。</u> ◆ バリアフリー化工事（手すりの設置や段差の解消など） ※ 補助対象工事費が税込30万円以上の工事から申込みできます。
※ <u>次に該当する工事は対象になりません。</u> ・ 既に工事請負契約や着手・完了している工事 ・ 市内に営業所等を置いていない施工業者と工事請負契約する工事 ・ 国や北海道などが実施する制度で補助を利用できる工事 ・ 対象住宅に住んでいる次の①～③に該当する方が利用できる支給対象工事 ① 要支援・要介護認定者 [担当：介護保険課] ② 重度身体障がい者(下肢又は体幹機能障害3級以上の方) [担当：障害福祉課] ③ 難病患者(対象疾患による障がいがある方) [担当：障害福祉課]	
補助金額	◆ 10万円（一律）
受付期間 及び 募集予算額	令和2年7月 1日（水）～7月14日（火） 募集予算額 500万円 抽選：7月20日（月） ※受付期間内に予算額を超えた場合は抽選となります。 ※受付期間内に予算額を超えなかった場合は、12月11日（金）まで先着順で受付します。


※ 次ページの「申請に当たっての注意事項」もお読みください ※

# 申請から補助金の支払までの手順の流れ



## ⚠️ 申請にあたっての注意事項 ⚠️

- 抽選等により交付予定者となった方は、追加提出書類を定められた期間内に提出してください。  
**必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。**
- 分譲マンション（専有部分）で工事を行う場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きを行う必要があります。**
- 補助金の各種手続には、補助金交付申請書に使用した印鑑と同じ印鑑で押印願います。
- 建築基準法第6条第1項に定める工事を行う場合には、工事前に確認申請が必要になります。  
判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎ (0166) 25-8597 へ御相談ください。
- 改修工事における税の優遇措置については、以下の担当へお問い合わせください。  
(担当) 固定資産税・・・旭川市資産税課（工事完了後3か月以内の申込みが必要）  
所得税・贈与税・・・税務署

 **手続に必要な書類**（補助金申請時、当選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

**申請時に必要な書類**

①補助金交付申請書	所定の用紙（様式第1-1号）
②工事見積書（原本）	市内に営業所等を置く施工業者が作成・押印した見積書
③アンケート	旭川市やさしさ住宅補助制度アンケート用紙

**当選後に必要な書類（追加提出書類）** ※提出期間内に速やかに提出してください。

①付近見取図	工事を行う住宅の場所が分かる地図等
②現状写真	工事箇所が分かる写真（提出する日から原則3か月以内のもの）
③住宅の図面 （平面図・立面図等）	工事箇所や使用する材料の内容・寸法等がわかる図面
④製品規格・仕様等の資料	使用する材料の仕様や性能などが分かるカタログなど
⑤申請者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの）
⑥改修計画書	※次ページ「旭川市やさしさ住宅補助対象工事基準」の9に該当する工事を行う場合に提出が必要になります。

**完了時に必要な書類** ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和3年1月29日（金）

①工事完了報告書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙（様式第10号）
②完了写真	※申請時に撮影できなかった部分や隠ぺい部分（工事後に見えなくなる部分）がある場合は、工事着手前や工事中の写真も必要となります。
③工事請負契約書の写し	※契約日は「補助金交付決定通知書」の日付以降となります。
④支払を証明する書類の写し	領収書や振込票などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。
⑤補助金請求書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙（様式第12号）
⑥検査済証の写し	※確認申請を要する工事を行った場合は提出が必要となります。

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※ 申請時や完了時の審査で現地を確認させていただく場合があります。

**申請窓口・お問合せ先**

旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階  
建築部 建築総務課 住宅政策係 ☎（0166）25-9708

※ 郵送での申請は受け付けておりませんので御注意ください。

## 対象工事基準

バ リ ア フ リ ー 化 工 事	1 手すりの設置（下地に強固に取り付けるもの）
	2 屋外スロープの設置又は改良（幅が1.2m程度で道路から玄関まで段差がないもの）
	3 床の段差解消
	4 浴室入口の段差解消
	5 勾配の緩い階段への交換又は改良，階段ノンスリップの設置
	6 滑りにくい床材への変更
	7 住宅内の廊下又は出入口の幅の拡張（概ね85cm以上）
	8 ホームエレベーター，階段昇降機，段差解消機（固定式）の新設
	9 高齢者の日常生活の安全性，利便性等の向上に効果があると市長が認めた工事
上記工事に伴って最低限必要になる附帯工事 ※ 例 ・ 諸経費 ・ 養生，整理清掃その他工事に必要な仮設工事 ・ 対象工事に直接関係する撤去，下地，復旧工事	

・ ホームエレベーター等は，平成12年建設省告示第1413号に適合するものとする。

※ 単なる住宅の修理・部材交換は対象になりません。

※ 過去10年以内に本制度や住宅改修補助制度，住宅雪対策補助制度で補助金の交付を受けて工事をした部分は対象外です。

※ 各種調査費，申請手続代行費，工事完成後の延長保証料，収入印紙代などは対象外です。

※ 判断が難しい場合は，事前に御相談ください。

### 【改修計画書の提出について】

改修計画書提出が必要な工事	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象工事基準9に該当する工事</li> <li>・ 対象工事基準1～8に該当する工事で，市が提出を求める場合</li> </ul>	
改修計画書を作成することができる方	
【福祉系】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護職員初任者研修（ホームヘルパー2級）同等以上の方</li> </ul> （例） ケアマネージャー，実務者研修（ホームヘルパー1級），福祉用具専門相談員，介護福祉士，社会福祉士，福祉住環境コーディネーター3級以上 など
【医療系】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師      ・ 看護師      ・ 准看護師      ・ 理学療法士      ・ 作業療法士</li> </ul>
【建築系】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増改築相談員</li> </ul>
【共通】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市で実施している高齢者等住宅改善実務者研修会参加者（※）</li> </ul> （※） 研修会の参加年度の翌年度から3か年度以内であること。 令和2年度については，平成29年度以降の参加者が対象になります。 参加者のうち，名簿の公表に同意していただいた方については，建築総務課のホームページや窓口で氏名等を4月中旬以降に公開します。

## 旭川市やさしさ住宅補助制度 Q & A

### 制度の利用に関すること

<b>Q1</b>	<b>工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。</b>
A1	できません。補助金の交付決定前に工事契約を結んだり、工事着手したりした場合は対象外です。
<b>Q2</b>	<b>過去に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。</b>
A2	平成22年度以降に利用した住宅は申請できません。補助を受けた方が転居されていても同様です。
<b>Q3</b>	<b>「介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給制度」や「日常生活用具給付事業」とあわせて利用できますか。</b>
A3	申請する住宅に要介護認定者等が居住し、介護保険制度等の支給対象工事に該当する場合は、本制度は利用できません。
<b>Q4</b>	<b>他の補助制度や支給事業と併用できますか。</b>
A4	同年度に、旭川市で実施している住宅改修補助制度・やさしさ住宅補助制度・住宅雪対策補助制度と併用することはできません。 その他の市の補助制度等については、対象となる工事を明確に区別できる場合は併用できることがあります。国や北海道の補助制度等を利用する場合も同様です。
<b>Q5</b>	<b>リフォームの減税制度(所得税や固定資産税の減税)と併用できますか。</b>
A5	併用できます。所得税の減税についてはお住まいの地区を管轄する税務署、固定資産税の減税については旭川市資産税課にお問い合わせください。
<b>Q6</b>	<b>指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。</b>
A6	施工業者の指定や紹介は行っていません。
<b>Q7</b>	<b>施工業者と工事請負契約を結ばない工事は対象になりますか。</b>
A7	対象になりません。施工業者と書面による工事請負契約を結ぶ工事のみ補助対象となります。
<b>Q8</b>	<b>DIYやホームセンターでの購入等は対象になりますか。</b>
A8	申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工は対象になりません。

### 対象となる住宅に関すること

<b>Q9</b>	<b>別居している子が親の住んでいる住宅(親所有)を工事する場合は対象になりますか。</b>
A9	工事を行う住宅に住んでいない方及び60歳未満の方が工事請負契約を行う場合は対象になりません。
<b>Q10</b>	<b>店舗部分を居住スペースにリフォームする場合は対象になりますか。</b>
A10	対象となります。ただし、補助対象工事基準に適合している必要があります。
<b>Q11</b>	<b>建物の一部が店舗や事務所の併用住宅は対象になりますか。</b>
A11	住宅として利用する部分のバリアフリー化工事は対象となります。



<b>Q12</b>	<b>分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。</b>
A12	分譲マンション専有部分で工事を行う場合は必ず管理組合(理事長)の承諾を得てください。また、他の居住者等の同意については、管理規約等を御確認ください。
<b>Q13</b>	<b>二世帯住宅は2戸としてそれぞれ申請できますか。</b>
A13	1棟の建物が構造上区分されて独立し、それぞれ不動産登記をしている場合は、それぞれ1戸の住宅として申請できます。ただし、内部で往来が可能な住宅は1戸の住宅として扱うため、世帯ごとに申請することはできません。
<b>Q14</b>	<b>複数の施工業者に分けて発注する場合、申請時に添付する見積書はどうしたら良いですか。</b>
A14	施工業者が複数いる場合は、それぞれの見積書を全て添付して申請してください。

### 申請時の提出書類に関すること

<b>Q15</b>	<b>見積書は補助金の補助対象と補助対象外とに分ける必要がありますか。</b>
A15	見積書には、補助金の対象と対象外を分かりやすく明記してください。仮設工事や諸経費など数量が区分できない一式計上の項目は、全体工事費との金額按分としてください。
<b>Q16</b>	<b>郵送による申請はできますか。</b>
A16	申請時に提出書類の内容を確認するため、郵送による申請は受け付けていません。
<b>Q17</b>	<b>申請などの手続きは申請者本人がいかなければならないですか。</b>
A17	申請者以外の方でも手続きできますが、必ず申請者本人が申請内容を確認してください。

### 対象となる工事に関すること

<b>Q18</b>	<b>トイレやお風呂の増設や新設は対象になりますか。</b>
A18	原則、対象外です。ただし、寝室の近くに増設するなど、高齢者の日常生活の向上に効果があるものは対象となる場合がありますので御相談ください。なお、この場合は、補助対象工事基準「9 その他高齢者の日常生活の安全性、利便性等の向上に効果があると市長が認めた工事」になりますので、当選した場合は「改修計画書」の提出が必要です。

## 住宅に関する相談窓口の御案内（住まいるダイヤル）

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。住宅やリフォームに関する心配事や疑問などの相談を受けることができます。

**住まいるダイヤル ☎0570-016-100**

**（受付：10:00～17:00 土日祝日年末年始を除く）**

（ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話できます。PHSや一部のIP電話などでつながらない場合は03-3556-5147を御利用ください。）

# 旭川市やさしさ住宅補助金 申請の御案内

「旭川市やさしさ住宅補助金」の申請に必要な書類をまとめています。  
「旭川市やさしさ住宅補助制度の御案内」(パンフレット)をよくお読みになった上で、次の必要書類を御用意ください。



**補助金の対象となる部分を含む工事は、補助金の交付が決定した後でなければ工事請負契約及び工事着手はできませんので御注意ください。**

## 《 申請時に提出する書類 》

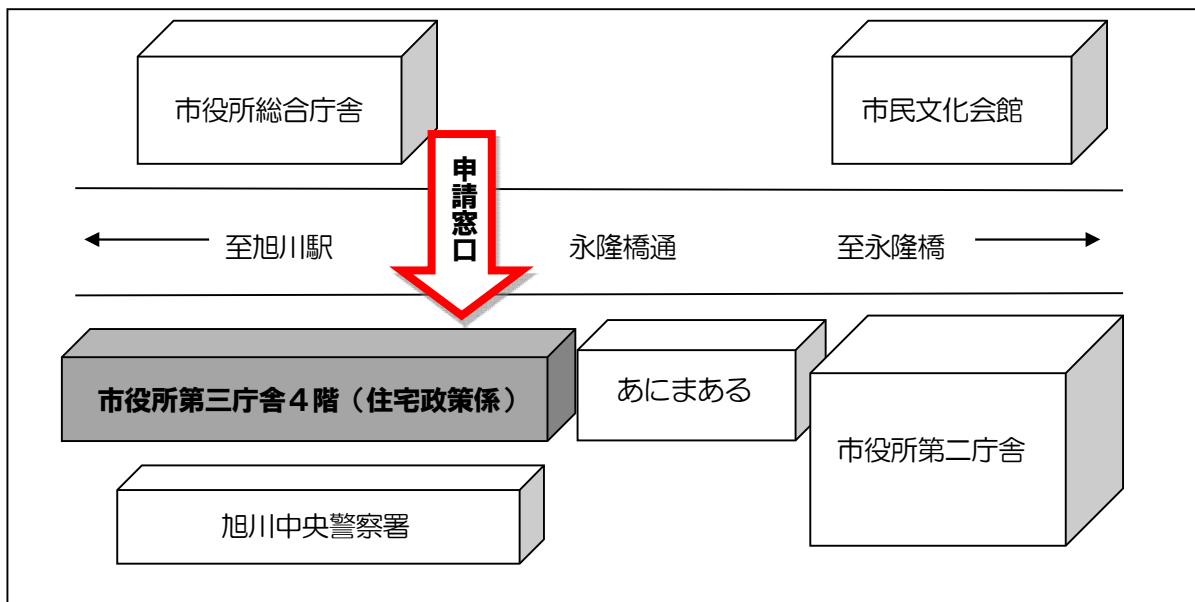
チェック		
<input type="checkbox"/>	旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書[様式第1号]	(①-例) 参照
<input type="checkbox"/>	施工業者が作成した改修見積書(原本)  ※ 施工業者が直接押印したもの。 ※ <u>抽選日以降まで見積有効期限があるもの。</u>	(②-例) 参照
<input type="checkbox"/>	旭川市やさしさ住宅補助制度申請者アンケート	

※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

## 《 申請窓口・お問合せ先 》

旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階  
建築部 建築総務課 住宅政策係 電話25-9708

※郵送での申請は受け付けておりませんので御注意ください。





# <記載例>



①一例

令和2年度 旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書

鉛筆や消えるボールペン、  
スタンプ式の印鑑は使用しないでください。

捨印を押してください。

※太枠の中を記入してください。

<b>申請者（工事の契約者）</b> ※申請日時時点で60歳以上の方	
〒 070 - 0036	フリガナ アサヒカ 太郎
住所 旭川市6条通9丁目46番地	氏名 旭川 太郎 <b>印</b> 61 歳
電話(携帯)番号 0166 - 〇〇 - 〇〇	※この補助金に関する手続きは、常に同じ印鑑を御使用ください。

旭川市やさしさ住宅補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。  
また、担当部局が申請内容の確認のため「介護保険」、「障がい者」、「暴力団」及び「民票」、公署に照会を行うことを承諾します。

日中に連絡可能な電話（携帯）番号を  
記入してください。

<b>今回の工事を行う建築関連事業者（施工業者）</b>	
〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 住所 旭川市〇条通〇丁目〇番地	事業者名 株式会社 〇〇〇〇
担当者・連絡先 (担当) 担当者氏名	(電話番号) 事務所 TEL もしくは担当者の携帯 TEL

**バリアフリー化工事** ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください

- |  |  |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1 手すりの設置 | <input type="checkbox"/> 2 スロープの設置又は改良 |
| <input type="checkbox"/> 3 床の段差解消            | <input type="checkbox"/> 4 浴室入口の段差解消   |
| <input type="checkbox"/> 5 階段の改良             | <input type="checkbox"/> 6 滑りにくい床材への変更 |
| <input type="checkbox"/> 7 廊下・出入口の幅の拡張       |  |
| <input type="checkbox"/> 8 ホームエレベーター・階梯      |  |
| <input type="checkbox"/> 9 その他( )            |  |

申請する工事の該当箇所全てに  
 をつけてください。

	区分	金額	※審査欄
補助申請額 ※税込み	住宅改修工事費（総工事費）	1,160,000 円	円
	補助対象工事費（30万円以上）	988,111 円	円
	補助申請額（一律10万円）	100,000 円	円

※備考欄

受付番号

工事予定期間の日付は、目安で構いません。

<b>工事予定期間</b>	(追加提出書類の受付開始日以降) 2020年8月22日 ~ 2020年8月31日		
<b>工事を行う住宅</b>	<b>所在地</b>	現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい	
	<b>建築年数</b>	築 40 年	<b>建て方</b> <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 併用住宅※ <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建
	<b>居住年数</b>	40 年	<b>過去に行ったリフォームの回数</b> 2 回
<b>制度利用状況</b>	過去10年度以内( 年度以降)に「旭川市やさしさ住宅補助制度」を利用したことがありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> ない		
	今年度に「旭川市住宅改修補助制度」又は「旭川市住宅雪対策補助制度」を利用しますか。 <input checked="" type="checkbox"/> しない		
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する <small>(助成制度等の名称) (工事内容)</small>		
<b>居住者の総人数</b>			
<b>同居者の状況</b>	<b>種別</b> <small>(該当者が)</small>	<input type="checkbox"/> 要介護(要支援)認定者 氏名	
		<input type="checkbox"/> 身体障がい者(下肢または体障害3級以上)	
		要介護等認定者の方や身体障がい者の方が同居している場合は、該当する方のお名前を記入してください。 氏名	

「する」場合は、工事が重複していないことを明確にする必要があります。申請前に御相談ください。

※「併用住宅」とは、居住する部分と事務所や店舗等として業務に使用する部分を併せ持つ住宅のことを指します。併用住宅で補助を受ける場合には、別途制限がありますので、事前に御相談ください。

**【建物・土地所有状況】**

工事を行う建物及び土地は、申請者が全て所有していますか。 所有している 所有していない

**土地・建物工事承諾書**

私(ども)は、申請者が私(ども)名義の土地・建物について、「旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書」のとおり工事を行うことを承諾します。

2020年4月10日 (土地・建物所有者、共同所有者、管理組合等)

住所 旭川市6条通9丁目46番地

※本人による署名・捺印をお願いします。

(分譲マンションの場合は、管理組合等による署名・捺印をお願いします。)

氏名 旭川 花子



電話番号 0166 - 〇〇 - 〇〇

・申請する土地建物の所有者が申請者と異なる場合や、複数名で所有している場合、分譲マンションの場合などには、この承諾書に申請者以外の所有者等の記名・押印が必要です。

※ 印鑑は、御家族等であっても申請者とは別のものを使用してください。

・申請者が土地と建物の全てを所有している場合は記入不要です。

②一例

<記載例>

作成日 年 月 日

御見積書

施工業者の押印がある原本を提出してください。

住所 (申請者住所)  
 氏名 (申請者名) 様

有効期限は、  
 抽選日以降としてください。  
 また、申請書記載の工期と  
 整合させてください。

見積書有効期限：〇〇年〇月〇日

請負者名	
代表者	印
住所	

工事項目	摘要	数量	単価	金額	補助申請部分		
					数量	単価	金額
1.手すりの設置工事							
手すり (I型)	〇〇〇	2本	□□□	****	2本	□□□	****
養生費		1式	□□□	****	1式	□□□	****
エンドキャップ	〇〇〇	4コ		****	4コ	□□□	****
ブラケット	〇〇〇						
取り付け金具	〇〇〇	2-					
●	〇〇〇			●			●
●	〇〇〇			●			●
●	〇〇〇			●			●
2.洗面台ユニット取付工事							
洗面台ユニット本体取付	〇〇〇	1式	□□□	****			0
既存洗面台取外	〇〇〇	1式	□□□	****			0
養生	〇〇〇	1式	□□□	****			0
廃材処理費	〇〇〇	1式	□□□	****			0
小計				968,000			820,320
諸経費							82,031
合計							902,351
値引き							△4,068
再計				1,060,000			898,283
消費税				106,000			89,828
総合計				1,160,000			988,111

補助金の申請上、数量「1式」は原則認められません。  
 建具工事などは、本体と取付費を分けて計上してください。

補助対象外工事を除く

申請書の【補助対象工事費】に記入する金額になります。  
 ※見積上、対象・非対象の判断が難しい場合、申請書には  
 総工事費が全体工事費を記入してください。

申請書の  
 【住宅改修工事費(総工事費)】  
 に記入する金額になります。

【見積書作成の注意事項】

- ①見積書に不明な点がある場合は、提出し直していただく場合がありますので、御注意ください。  
 (数量が一式である、申請部分が不明確である、など)
- ②一式計上(諸経費、値引き等)の補助申請額は原則、全体工事費との金額按分としてください。  
 ※補助交付額の算定は、全体工事費との金額按分で行います。



令和2年度 旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書

(申請者及び同居者の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和2年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者 (工事の契約者) ※申請日時時点で60歳以上の方		
〒 ー	フリガナ	年齢
住所	氏名 印	歳
電話(携帯)番号 ー ー	※この補助金に関する手続きは、常に同じ印鑑を御使用ください。	

旭川市やさしさ住宅補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。  
 また、担当部局が申請内容の確認のために、他の助成制度の利用状況や、申請に関する者の「住民票」、  
 「介護保険」、「障がい者」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

今回の工事を行う建築関連事業者 (施工業者)	
〒 ー	事業者名
住所	
担当者・連絡先 (担当)	(電話番号)

バリアフリー化工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください	
<input type="checkbox"/> 1 手すりの設置	<input type="checkbox"/> 2 スロープの設置又は改良
<input type="checkbox"/> 3 床の段差解消	<input type="checkbox"/> 4 浴室入口の段差解消
<input type="checkbox"/> 5 階段の改良	<input type="checkbox"/> 6 滑りにくい床材への変更
<input type="checkbox"/> 7 廊下・出入口の幅の拡張	
<input type="checkbox"/> 8 ホームエレベーター・階段昇降機・段差解消機の新設	
<input type="checkbox"/> 9 その他( )	

	区分	金額	※審査欄
補助申請額 ※税込み	住宅改修工事費 (総工事費)	円	円
	補助対象工事費 (30万円以上)	円	円
	補助申請額 (一律10万円)	円	円

※備考欄	受付番号

※裏面の記入もあります。

<b>工事予定期間</b>	(追加提出書類の受付開始日以降) 年 月 日 ~ 年 月 日			
<b>工事を行う住宅</b>	<b>所在地</b>	現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。 <input type="checkbox"/> はい		
	<b>建築年数</b>	築 年	<b>建て方</b>	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 併用住宅※ <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建
	<b>居住年数</b>	年	<b>過去に行った リフォームの回数</b>	回
<b>制度利用状況</b>	過去10年度以内( 年度以降)に「旭川市やさしさ住宅補助制度」を利用したことがありますか。 <input type="checkbox"/> ない			
	今年度に「旭川市住宅改修補助制度」又は「旭川市住宅雪対策補助制度」を利用しますか。 <input type="checkbox"/> しない			
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する (助成制度等の名称) _____ (工事内容) _____			
<b>居住者の総人数</b>	人			
<b>同居者の状況</b>	<b>種別</b> (該当者がいる場合)	<input type="checkbox"/> 要介護(要支援)認定者 氏名 _____		
		<input type="checkbox"/> 身体障がい者(下肢または体幹機能障害3級以上) 氏名 _____		
		<input type="checkbox"/> 難病患者 氏名 _____		

※「併用住宅」とは、居住する部分と事務所や店舗等として業務に使用する部分を併せ持つ住宅のことを指します。併用住宅で補助を受ける場合には、別途制限がありますので、事前に御相談ください。

**【建物・土地所有状況】**

工事を行う建物及び土地は、申請者が全て所有していますか。 所有している 所有していない

-----

**土地・建物工事承諾書**

私(ども)は、申請者が私(ども)名義の土地・建物について、「旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書」のとおり工事を行うことを承諾します。

年 月 日 (土地・建物所有者、共同所有者、管理組合等)

住所 \_\_\_\_\_

※本人による署名・捺印をお願いします。 \_\_\_\_\_

(分譲マンションの場合は、管理組合等による \_\_\_\_\_ 印)

署名・捺印をお願いします。) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(注1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、又は同条同項第2号に規定する暴力団員に該当する場合は、補助金の交付は受けられません。

(注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや、補助金の返還を命ずることがあります。

# 令和2年度 旭川市やさしさ住宅補助制度申請者アンケート

このアンケートは、「旭川市やさしさ住宅補助制度」を申請する方をお願いしています。回答内容は、補助制度や今後の住宅施策を検討するための基礎資料とすることを目的とし、全ての回答を統計的に処理することから、回答された方の不利益になることはありません。

※該当する番号を○で囲んでお答えください

## 1 補助制度を何から見聞きして知りましたか？（複数選択可）

- ① 市民こうほう「あさひばし」
- ② 市役所の窓口やホームページ
- ③ 新聞記事
- ④ 工事業者
- ⑤ 家族・友人・知人
- ⑥ その他（

## 2 補助制度は工事を行うきっかけになりましたか？

- ① 補助制度が工事を行うきっかけになった
  - ② 補助制度は工事を行うきっかけではない
- 【①と回答された方のみ】補助金の抽選に外れても工事を行いますか？
- A 抽選に外れても工事を行う
  - B 抽選に外れたら工事を行わない

## 3 世帯年収（世帯員全ての税込年収）はどのくらいですか？

- ① 200万円未満
- ② 200万円～400万円未満
- ③ 400万円～600万円未満
- ④ 600万円～800万円未満
- ⑤ 800万円～1千万円未満
- ⑥ 1千万円以上

## 4 今回の工事費用はどのように調達しますか？

- ① 全額自己資金
- ② 金融機関から借りる ⇒ (① 全額 ・ ② 一部)
- ③ 親族から借りる ⇒ (① 全額 ・ ② 一部)
- ④ その他（

## 5 補助金の対象とする高齢者の年齢は何歳以上が妥当だと思いますか？

- ① 60歳以上
- ② 65歳以上
- ③ 70歳以上
- ④ 年齢制限はなくてもよい

## 6 工事業者は何を重視して選びますか？（3つまで選択可）

- ① 担当者の対応・人柄
- ② 正確な情報提供
- ③ 要望に対する理解力・提案力
- ④ 価格が低いこと
- ⑤ 価格の透明さ・明瞭さ
- ⑥ 会社の知名度・評判
- ⑦ 以前に工事を頼んだことがあるかどうか
- ⑧ その他（

## 7 今回の工事のために何社から見積書を取りましたか？

- ① 1社
- ② 2社
- ③ 3社以上

※裏面もお答えください。



8 工事業者に求めることとして、一般的な建築知識のほかにありますか？

- ① 高齢者の身体状況を考えた改善工事の知識があり、様々な提案ができること
- ② 介護保険制度などの福祉サービスに関する知識や提案ができること
- ③ 一般的な建築知識があれば十分
- ④ その他（ )

9 高齢者が住みやすい住環境を提案できる工事業者を市役所が登録し、情報提供することについてどう思いますか？

- ① 高齢者の住宅改善に対して知識を持つ工事業者の情報が入手できて良い
- ② 自分で工事業者を探すので特に必要ない
- ③ その他（ )

10 自宅のバリアフリー改修は、いつ行えば良いと思いますか？

- ① 身体機能の低下や介護が心配になってから行う方が良い
- ② 身体機能の低下や介護が心配になる前に行う方が良い
- ③ わからない ④ その他（ )

11 将来、自立生活に不安又は介護の必要性を感じた場合、サービス付き高齢者向け住宅や老人ホームに住み替えたいと思いますか？

- ① 「自宅」で暮らし続けたい
- ② 見守りや生活相談サービスが基本の「サービス付き高齢者向け住宅」に住み替えたい
- ③ 介護が付いた「老人ホーム」に住み替えたい
- ④ わからない ⑤ その他（ )

御協力ありがとうございました

**知っていますか？** 改善する際に注意しましょう！

- 手すりの役割について  
横手すりは移動のためのものです。  
縦手すりは段差部をまたいだり、ドアを開閉するときのものです。
- 手すりの最適な高さは使用する人によって違います。
- 手すりの取付位置はマニュアル等の寸法のまま取り付けないで、必ず対象者の身体能力や身体に合わせて取り付けましょう。  
特に立ち座り用の手すりは、必ず対象者に座ってもらい、立ち上がりやすい位置を確認してください。
- 厚みのあるカーペットは歩く時につまづいたり、車いすが移動しづらいなどの問題があります。ただし、必ずしもフローリングが一番良いとは限りませんので、他の床材と比較して十分に検討してください。

【出典：特定非営利活動法人 住まいるイン旭川の高齢者住宅改善マニュアル（改訂第4版）】

# 令和2年度 旭川市やさしさ住宅補助制度の御案内 (マンション共用部分バリアフリー化)

分譲マンションの管理組合が、高齢者が自宅で安全に安心して暮らすことができる住まいづくりを考えて、マンション共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。

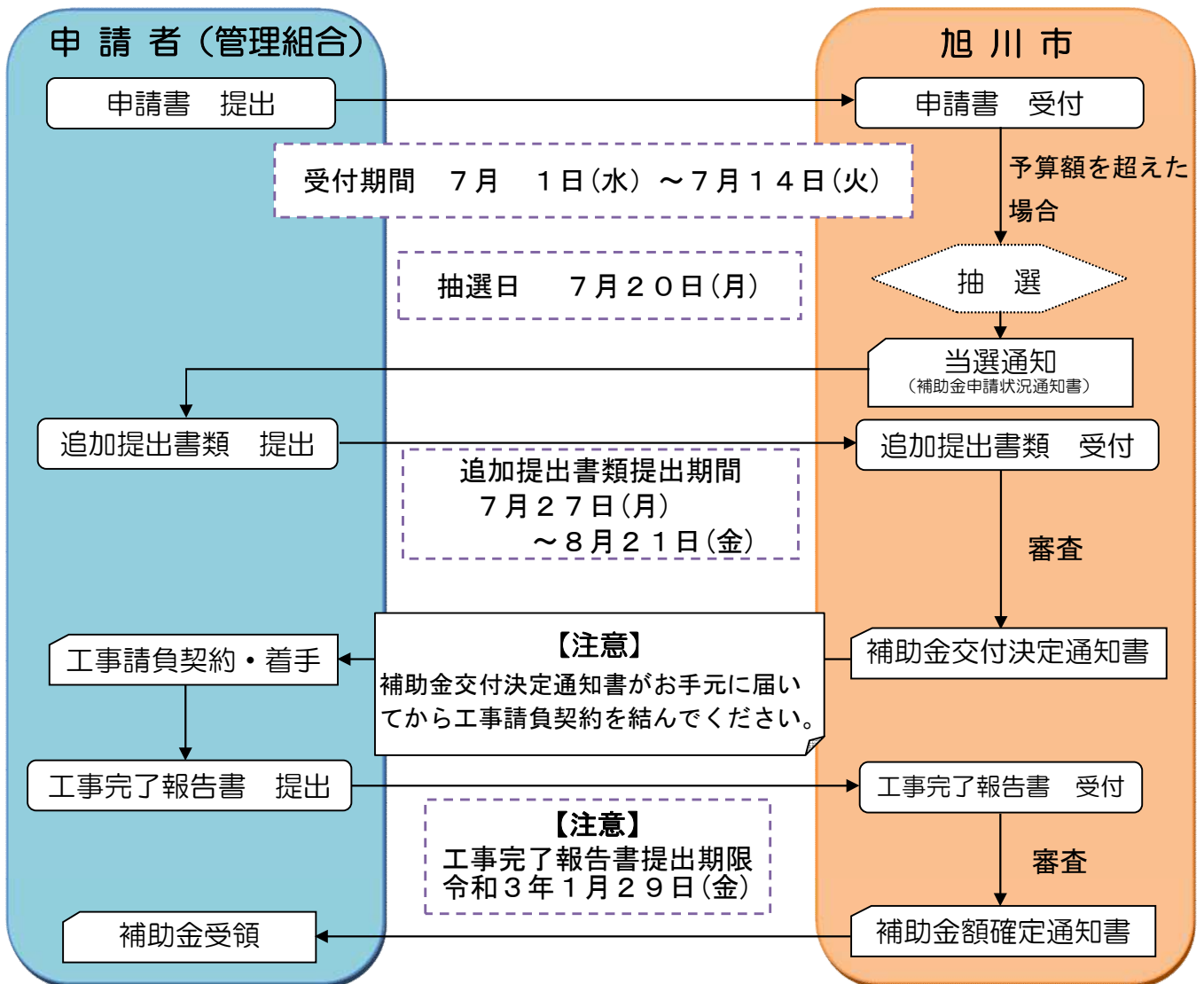


<b>対象 マンション</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 旭川市内にある5戸以上の住戸数を有する分譲マンションであること</li><li>◆ 工事を行う分譲マンションに、60歳以上の方(対象者)1名以上の住民登録があること</li><li>◆ 申請者と対象者が旭川市税を完納していること</li><li>◆ 管理組合の規約が定められていること</li><li>◆ 共用部分バリアフリー化工事を行うこと及びその経費について、管理組合の総会等で決議されていること</li><li>◆ マンション新築時の建築確認が、北海道福祉のまちづくり条例施行前(平成10年3月31日以前)に行われた住宅であること</li></ul>
<p>※ 過去に本制度を利用した場合は利用できません。</p> <p>※ 分譲マンションとは、2以上の区分所有者が存する建物で、住宅の用途に供する専有部分のあるものをいいます。</p>	
<b>対象工事</b>	<p>※ 詳細については「<u>対象工事基準</u>」を御覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ マンション共用部分のバリアフリー化工事 (手すりの設置、段差の解消、出入口の拡幅、スロープ・エレベーターの設置など)</li></ul> <p>※ 対象工事費が税込30万円以上の工事から申込みできます。</p>
<p>※ <u>次に該当する工事は対象になりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・既に工事請負契約や着手・完了している工事</li><li>・市内に営業所等を置いていない施工業者と工事請負契約・着手する工事</li><li>・国や北海道などで実施する制度で補助を利用できる工事</li></ul>	
<b>補助金額</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 対象工事費の1/3で、上限50万円(千円未満切捨)</li></ul>
<b>受付期間 及び 募集予算額</b>	<p>令和2年7月 1日(水) ～ 7月14日(火)</p> <p>募集予算額 100万円 抽選：7月20日(月)</p> <p>※受付期間内に予算額を超えた場合は抽選となります。</p> <p>※受付期間内に予算額を超えなかった場合は、12月11日(金)まで先着順で受付します。</p>

※ 次ページの「申請に当たっての注意事項」もお読みください ※



## 申請から補助金の支払までの手続の流れ



### ⚠️ 申請にあたっての注意事項 ⚠️

- 抽選等により交付予定者となった場合は、追加提出書類を定められた期間内に提出してください。  
**必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。**
- 提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- 申請書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できない場合があります。
- **工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きを行う必要があります。**
- 補助金の各種手続には、補助金交付申請書に使用した印鑑と同じ印鑑（マンション管理組合の印）で押印願います。
- 建築基準法第6条第1項に定める工事を行う場合には、工事前に確認申請が必要になります。判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎ (0166) 25-8597 へ御相談ください。

### 長期修繕計画を作成・見直しましょう

マンションは、経年劣化に応じて外壁補修や屋上防水、給排水取替等の大規模修繕工事を適切に実施することが重要です。大規模修繕工事の実施時期、工事内容及び必要経費等を示す計画（長期修繕計画）を管理組合で作成することで、将来にわたって快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図ることができます。

また作成した後も、建物・設備の劣化状況や社会経済情勢による工事コストの変動等を踏まえて約5年ごとに調査・診断を行い、結果に基づいて計画を見直す必要があります。



**手続に必要な書類**（補助金申請時、当選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類	
①補助金交付申請書	所定の用紙（様式第1－2号）
②工事見積書（原本）	市内に営業所等を置く施工業者が作成・押印した見積書

当選後に必要な書類（追加提出書類） ※提出期間内に速やかに提出してください。	
①付近見取図	工事を行う分譲マンションの場所が分かる地図等
②現状写真	工事箇所が分かる写真（提出する日から原則3か月以内）
③工事図面	工事箇所や使用材料の内容・寸法等がわかる図面
④製品規格・仕様等の資料	使用する製品の規格・仕様や性能などが分かるカタログなど
⑤申請者及び対象者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円で交付、提出する日から原則3か月以内のもの）
⑥建築確認日及び 住戸数を確認できる書類	マンション新築時の確認済証、検査済証又は分譲時のパンフレット等の確認できる書類
⑦管理組合理約の写し	分譲マンションの管理規約
⑧管理組合の総会議事録等の写し	共用部分バリアフリー化工事を行うこと及びその費用について決議されたことを証する書類
※管理組合の理事長（代表者）であることを証する書類	管理組合の総会決議書等に理事長の氏名が記載されていない場合は、現理事長を選任した際の議事録の写しなどが必要です。
※管理組合の役員名簿	法人格を持つ管理組合の場合、理事長及び役員の名簿が必要です。

完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和3年1月29日（金）	
①工事完了報告書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙（様式第10号）
②完了写真	※申請時に撮影できなかった部分や隠ぺい部分（工事後に見えなくなる部分）がある場合は、工事着手前や工事中の写真も必要となります。
③工事請負契約書の写し	※契約日は「補助金交付決定通知書」の日付以降となります。
④支払を証明する書類の写し	領収書や振込票などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。
⑤補助金請求書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙（様式第12号）
⑥検査済証の写し	※確認申請を要する工事を行った場合は提出が必要となります。

※上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

※申請時や完了時の審査で現地を確認させていただく場合があります。

申請窓口・お問い合わせ
旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階 建築部 建築総務課 住宅政策係 ☎（0166）25-9708 ※ 郵送での申請は受け付けておりませんので御注意ください。



# 対象工事基準

## 1 手すりの設置

※共用部分及び敷地内の通路等に新たに手すりを設置するものであること。  
※端部付近及び必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造とすること。

## 2 スロープの設置又は改良

※次に掲げる構造の傾斜路を新たに設置又は改修により適合させるものであること。ただし、第7号から第10号については、当該傾斜路が北海道福祉のまちづくり条例施行規則別表第2第7項の規定による主たる利用経路（以下「主たる利用経路」という。）である場合に限る。

- (1) 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合は、当該交差又は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。
- (2) 高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分の両側に手すりを設けること。当該手すりの端部付近及び必要箇所に点字表示を行い、端部が突出しない構造とすること。
- (3) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (4) 傾斜路は、踊り場及び当該傾斜路に接する周囲の廊下等と識別しやすいものとする。
- (5) 傾斜路の上端及び下端に近接する部分及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、視覚障がい者の利用上支障がない場合は、この限りでない。
- (6) 傾斜路の縁部は、壁面又は5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。
- (7) 幅は150センチメートル以上であること（階段併設の場合は120センチメートル以上。）
- (8) 勾配は12分の1を超えないこと。（敷地内の通路の場合は15分の1（消融雪装置を設けていない場合は20分の1）を超えないこと。）
- (9) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏面が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
- (10) 直接地上へ通じる出入口に接する部分には、屋根若しくはひさし又は消融雪装置を設けること。

## 3 廊下、通路、出入口の幅の拡張

※拡張後の通路の幅が、120センチメートル（当該通路が主たる利用経路である場合は、180センチメートル）以上となるものであって、床の表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げるものであること。  
※拡張後の開口部の幅が、90センチメートル以上となるものであること。（当該出入口が直接地上に通ずる出入口である場合は、120センチメートル）  
※戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他高齢者、障がい者等が円滑に開閉し通行可能な構造とし、前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない構造とすること。  
※戸にガラスを使用するときは、安全な材質とすること。全面をガラスとするときは、視覚障がい者等の衝突を防止するための措置を講ずること。  
※廊下等に向かって開く戸を設ける場合は、通行の安全に支障のない措置を講ずること。

## 4 自動式引き戸又は手動式引き戸への改修

※改修後の開口部の幅が90センチメートル（直接地上に通ずる出入口である場合は、120センチメートル）以上となるものであること。  
※自動的に開閉する構造その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない構造とすること。  
※戸にガラスを使用するときは、安全な材質とすること。全面をガラスとするときは、視覚障がい者等の衝突を防止するための措置を講ずること。

## 5 滑りにくい床材への変更

※床の表面を、粗面又は滑りにくい材料で仕上げるものであること。  
ただし、工事前の床の表面が粗面又は滑りにくい材料で仕上げられている場合を除く。

## 6 階段蹴込み板及び滑り止めの設置

※共用の階段に新たに蹴込み板及び階段滑り止めを設置するものであること。

## 7 エレベーターの新設

※北海道福祉のまちづくり条例施行規則別表第2第7項カに規定するエレベーターの構造に適合するものを新たに設置するものであること。

## 8 階段昇降機・段差解消機（固定式）の新設

・平成12年建設省告示第1413号に適合するものであること。  
※乗降部に段差がないものであること。

## 9 上記工事に伴って最低限必要になる附帯工事

## 10 その他高齢者の日常生活の安全性、利便性等の向上に効果があると市長が認めた工事

・上記工事の技術的基準は、原則として、北海道福祉のまちづくり条例施行規則別表第2の基準による。  
※屋上、機械室への階段等の住戸の出入りに使用しない場所（避難場所に指定されている場所を除く。）に設置するものや、既設の取替え・修繕は対象外。



### 令和2年度 旭川市やさしさ住宅補助金交付申請書

(マンション共用部分バリアフリー化工事)

(申請書を提出する日) 令和2年 月 日

(宛先) 旭川市長

**※太枠の中を記入してください。**

<b>申請者 (管理組合名)</b> ※法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名	
<b>管理組合名</b>	
<b>マンションの住所</b>	旭川市
<b>代表者住所</b>	フリガナ 代表者 印 氏 名
<b>代表者電話番号</b>	※この補助金に関する手続きは、常に同じ印鑑を御使用ください。

旭川市やさしさ住宅補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。  
 また、担当部局が申請内容の確認のために、他の助成制度の利用状況や、申請に関する者の「住民票」、  
 「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾しま  
 す。

対象となるマンションの概要			
<b>用 途</b>	住宅専用 ・ 複合用途 (店舗・事務所等)		
<b>住 戸 数</b>	住宅 戸	その他の用途 戸	
<b>建築年月日</b>	竣工: 年 月 日 (着工: 年 月)		
<b>補助申請額 ※ 税 込 み</b>	<b>区 分</b>	<b>金 額</b>	<b>※ 審 査 欄</b>
	改修工事費 (総工事費)	円	円
	①補助対象工事費 (30万円以上) ※法人格を持つ管理組合の場合は税抜	円	円
	補助申請額 (上限50万円) ①×1/3	円 ※千円未満切捨	円
<b>※ 備 考 欄</b>			受付番号

※裏面の記入もあります。



今回の工事を行う建築関連事業者			
〒		-	
住所		事業者名	
担当・連絡先		(担当)	(電話番号)
高 齢 者 (60歳以上の方)	氏 名	生 年 月 日	年 齡 (申請日時点)
	フリガナ	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 明治                 年 月 日	歳
工事予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
確 認 事 項 該 当 す る 項 目 に チェック	<input type="checkbox"/> 管理組合の規約が定められている。		
	<input type="checkbox"/> マンション共用部分バリアフリー化工事を行うこと及びその費用について、管理組合の総会等により決議されている。		
	<input type="checkbox"/> 過去に本事業でマンション共用部分バリアフリー化工事による補助金を受けていない。		
	<input type="checkbox"/> 本事業の対象となる部分について、国、北海道又は旭川市の他の補助金の交付を受けていない。		
	<input type="checkbox"/> マンション新築時の建築確認が平成10年3月31日以前に行われている。		
工 事 内 容 該 当 す る 項 目 に チェック	<input type="checkbox"/> 手すりの設置		
	<input type="checkbox"/> スロープの設置又は改良		
	<input type="checkbox"/> 廊下、通路、出入口等の幅の拡張		
	<input type="checkbox"/> 自動式引き戸又は手動式引き戸への改修		
	<input type="checkbox"/> 滑りにくい床材への変更		
	<input type="checkbox"/> 階段蹴込み板及び滑り止めの設置		
	<input type="checkbox"/> エレベーターの新設		
<input type="checkbox"/> 段差解消機等の新設			

(注1) 管理組合(法人格を持たない管理組合にあつては、代表者、法人格を持つ管理組合にあつては、代表者及び役員)が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、又は同条同項第2号に規定する暴力団員に該当する場合は、補助金の交付は受けられません。

(注2) 申請書等の内容に虚偽やその他の不正行為があつた場合は、補助金の交付決定を取り消すことや、補助金の返還を命ずることがあります。

添付書類

- (1) マンション共用部分バリアフリー化工事に係る見積書(市内建築関連事業者の押印があるもの)
- (2) 要綱第2条第4号イの建築関連事業者が施工を行う場合、当該住宅を新築した工事者であることが判別できる資料(契約書、図面等の写し)